

[事案 23-23] 失効取消請求

・平成 24 年 2 月 15 日 和解成立

<事案の概要>

保険料の払込みがなく失効となった保険契約について、保険会社が保険料の受領を拒絶しているために、保険料を供託していることなどを理由に、失効の取消を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

職場を退職したことにともない、団体扱い契約での保険料の払込みができなくなった。保険会社の窓口で未払保険料の払込みをし、以後の保険料の口座引落しを開始するための手続を行ったのに、保険料が引き落とされず、保険料の自動振替貸付が行われた。

その後、振替貸付の取消や、保険料口座引落しの開始を求める交渉を行ったが、保険会社が保険料の受領を拒絶しているため、保険料の供託をせざるを得ず、平成 16 年以降現在まで、供託を行ってきた。

しかし、保険会社が供託は無効であるとして、保険料の振替貸付が継続して行われたため、貸付限度額に達し、契約が失効した。供託をしているのであるから、保険料の未払いではなく、振替貸付は無効であるとともに、契約は失効はしていないはずである。よって、振替貸付と失効の取消しを求める。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- ・申立人は、当社宛てに提出すべき口座振替依頼書類を提出しておらず、口座振替の手続を適切に行っていない。よって、保険料の引き落としができなかったため、当社は、適法に自動振替貸付を行った。
- ・当社は、保険料の受領を拒絶しておらず、供託原因がないため、供託は無効である。
- ・供託は無効で、申立人は保険料を支払っていないのであり、約款に従い、契約は適法に失効した。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された書面、申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行ったところ、早期解決の観点から、保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の調印をもって解決した。